

## 6 第44条の5《特定信頼性向上設備の特別償却》関係

### 【制度の概要】

この制度は、青色申告書を提出する法人で電気通信基盤充実臨時措置法の実施計画について認定を受けたものが、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に、その認定に係る実施計画に記載された特定信頼性向上設備の取得等をして事業の用に供した場合には、その取得価額の15%の特別償却ができるというものである。

この制度の適用対象となる特定信頼性向上設備とは、認定を受けた実施計画に係る信頼性向上施設整備事業により整備される一定の信頼性向上施設を構成する減価償却資産のうち、電磁的記録の保管及び電磁的記録に記録された情報の電磁的方法による提供の事業の用に供されるものとして指定されたものをいい、具体的には、一定のサーバー用電子計算機、一定のサーバー用のオペレーティングシステム、一定の非常用電源装置、一定のルーターをいう（措法44の5①、措令28の8①③、平25総務省告示第204号）。

なお、連結納税制度においても同様の規定が定められている。

**【新設】(附属装置等の同時設置の意義)**

44の5-1 平成25年4月30日付総務省告示第204号においてサーバー用の電子計算機と同時に設置することを条件として、措置法第44条の5第1項に規定する特定信頼性向上設備に該当する旨の定めのある非常用電源装置若しくはルーター若しくはスイッチ又は附属の補助記憶装置若しくは電源装置（以下「附属装置等」という。）には、一の計画に基づきサーバー用の電子計算機の設置の前後相当期間内に設置するこれらの附属装置等が含まれるものとする。

**【解説】**

1 本制度の適用対象となる特定信頼性向上設備の範囲については、平成25年4月30日付総務省告示第204号においてそれぞれ定められているが、この告示においては、特定信頼性向上設備に該当するものとして次のものが指定されている（③及び④の減価償却資産にあっては、①と同時に設置するものに限る。）。

- ① サーバー用の電子計算機（これと同時に設置する附属の補助記憶装置又は附属の電源装置を含む。）
- ② サーバー用のオペレーティングシステム（①の記憶装置にあらかじめ書き込まれたものに限る。）
- ③ 非常用電源装置（①に電力を供給するものに限る。）
- ④ ルーター又はスイッチ

上記①において、附属の補助記憶装置又は附属の電源装置を「サーバー用の電子計算機と同時に設置する」ということ、また、上記③及び④の減価償却資産を「サーバー用の電子計算機と同時に設置する」ということの意義については、必ずしも具体的に規定されていないが、例えば、本体であるサーバー用の電子計算機の発注と同時にその附属装置等を発注したが、それぞれのメーカーが異なるため、本体の設置と附属装置等の設置とが事業年度を異にして行われるようなことが十分あり得る。この場合において、たまたま事業年度を異にしたという理由のみで、その附属装置等の設置が本体の設置と同時でないとして本制度の適用を否定するようなことは必ずしも合理的ではない。

そこで、本通達において、一の計画に基づき、本体の設置の前後相当期間内に設置する附属装置等については、同時設置の要件に該当することを明らかにしている。

2 連結納税制度においても、同様の通達（連措通68の26-1）を定めている。

**【新設】(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)**

44の5-2 法人が措置法令第28条の8第2項第2号イに規定する要件を満たすかどうかを判定する場合において、同号イの一の生産等設備を構成する特定信頼性向上設備又は減価償却資産のうち法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがあるときは、その圧縮記帳の適用を受けたこれらの資産の取得価額は、その圧縮記帳後の金額によるものとする。

**【解説】**

- 1 措置法令第28条の8第2項第2号イは、多極分散型国土形成促進法第22条第1項に規定する東京圏内に設置された施設及び東京圏以外の地域内に設置された施設を利用して特定情報通信業を行う法人が措置法第44条の5第1項の特別償却の適用を受ける要件の一つとして、次の①の金額の②の金額に占める割合が100分の20以上であることを定めている。

① 特定信頼性向上設備の取得価額の合計額

② 一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額

ところで、本制度と法人税法上の圧縮記帳とは重複適用が可能であることから、同法上の圧縮記帳の適用を受けた特定信頼性向上設備又は減価償却資産がある場合には、上記の要件の割合の算定に当たって、特定信頼性向上設備又は減価償却資産の取得価額を圧縮記帳前又は圧縮記帳後のいずれの金額によって判定するのか疑義が生じる。

この点、法人税法上の圧縮記帳の適用を受けた減価償却資産については、圧縮記帳後の金額を取得価額とするものとされており（法令54③）、本制度の適用に当たっても、措置法令第28条の8第2項の規定振りからみて同様に取り扱うのが相当である。

そこで、本通達において、同号イの規定による割合が100分の20以上であるかどうかの判定上、上記①の金額又は上記②の金額は、これらの資産が法人税法上の圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うことを明らかにしている。

なお、この場合には、特別償却の計算も、圧縮記帳後の金額に基づいて行うこととなる。

- 2 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 26 - 2）を定めている。